

お知らせ

城里町役場（代表）

☎ 029-288-3111

お知らせ

高校生の通学費の助成をします

公共交通機関を利用して高等学校等へ通学する生徒の保護者に、定期券購入の助成を行います。

内容は、路線バス年間定期券または電車6か月定期券の購入費用の約3割を助成するものです。

申請方法 申請書に領収書及び住民票謄本を添えて、申請先まで提出してください。

申請書配付場所

教育委員会事務局、本庁舎、桂支所、七会町民センター
※教育委員会のホームページからもダウンロードできます。

申請期限 5月31日（木）

申請先・問合せ 教育委員会事務局
☎ 029-288-7010

農業振興地域の除外・編入申請について

平成30年度第1回農業振興地域整備促進協議会において、審議される農業振興地域整備計画の変更（農用地域の除外・編入）についての申請を、次のとおり受け付けます。

申請受付期間

5月1日（火）～21日（月）

※土曜・日曜・祝日を除く。

申請先・問合せ 農業政策課

☎ 029-288-5295

（直通）

ご存知ですか？

身近な「民生委員・児童委員」

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。地域住民の立場から、生活や福祉全般に関する相談・援助活動を無報酬で行います。

また、民生委員は「児童委員」も兼ねており、妊娠や子育ての不安に関する相談や支援を行います。活動で知り得た秘密は守りますので、安心してご相談ください。
民生委員・児童委員の担当地区等は、問合せ先までお問い合わせください。

問合せ 福祉こども課

☎ 029-353-7265

（直通）

JICA ボランティア募集

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、開発途上国で現地の人々とともに働き、国づくりに貢献するボランティアを募集しています。
応募期限 5月1日（火） 正午
※詳細は、ホームページをご覧ください。たぐか、問合せ先までお問い合わせください。

問合せ

JICA ボランティア募集事務局

☎ 03-6734-1242

✉ contact@jocv.info

🌐 <http://www.jica.go.jp/>

支所等で取り扱う業務について

平成30年6月から、桂支所及び七会町民センターで取り扱う業務を、下記の業務に集約します。
町民の皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

【支所で取り扱う業務】

- 税関係証明書の交付
- 軽自動車の標識の交付
- 現金の出納及び保管
- 上水道の使用料金の収納
- 戸籍謄抄本その他の戸籍に関する証明の受付及び交付
- 住民票の写しその他の証明の受付及び交付
- 印鑑登録・埋火葬許可
- 自動車臨時運行許可
- 交通に関すること
（県民交通災害共済事務を含む）

問合せ 総務課 ☎ 029-288-3111（内線211）
桂支所 ☎ 029-289-2211
七会町民センター ☎ 0296-88-3111

ホロルの湯からのお知らせ

◇近日のイベント ※来場者限定のイベントです

- ・桜まつり／4月8日（日） 10:00～15:00
- ・手づくり市／4月15日（日） 10:00～17:00

◆休館日

4月2日（月）、9日（月）、16日（月）、23日（月）、
5月1日（火）、7日（月）、14日（月）、21日（月）、
28日（月）

問合せ ホロルの湯 ☎ 029-288-7775

広告

児童扶養手当・特別児童扶養手当等の金額が引き上げられます

児童扶養手当等の金額は、物価変動に応じて改定されます。平成30年度からの手当額は、次のとおりです。

各 種 手 当			平成29年度(月額)	平成30年度(月額)
児 童 扶 養 手 当	本体額	全部支給	42,290円	42,500円
		一部支給	9,980～42,280円	10,030～42,490円
	第2子加算額	全部支給	9,990円	10,040円
		一部支給	5,000～9,980円	5,020～10,030円
	第3子以降加算額	全部支給	5,990円	6,020円
		一部支給	3,000～5,980円	3,010～6,010円
特別児童扶養手当	1 級		51,450円	51,700円
	2 級		34,270円	34,430円
障 害 児 福 祉 手 当			14,580円	14,650円
特 別 障 害 者 手 当			26,810円	26,940円
経 過 的 福 祉 手 当			14,580円	14,650円

問合せ 福祉こども課 ☎029-353-7265(直通)

春の全国交通安全運動(4月6日～15日)

～4月10日は交通事故死ゼロを目指す日です～

○運動のスローガン

「飛び出さない 心のブレーキ 大切に」

春を迎え、新たに通学する子どもたちの交通安全指導や、高齢者等がかかわる交通事故を防止するため、交通安全運動を実施します。

交通事故を防ぐため、交通ルールを守り、正しい交通マナーを身につけましょう。

問合せ 町民課 ☎029-288-3111(内線113)

《運動の重点項目》

- ①子どもと高齢者の安全な通行の確保と、高齢運転者の交通事故防止
- ②自転車の安全利用の推進
- ③すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④飲酒運転の根絶

農業集落排水使用料の決定方法について

上入野地区、常北青山地区(上青山、下青山、春園、小坂、勝見沢、石塚の一部)及び古内地区の農業集落排水使用料は、5月1日現在の世帯員数で計算されます。

◇一般家庭用農業集落排水使用料の算定方法

1か月の使用料(税込)

基本料金		人員割(1人につき)
1,620円		540円
人員	計算方法	使用料
1人	1,620円+(540円×1人)	2,160円
2人	1,620円+(540円×2人)	2,700円
3人	1,620円+(540円×3人)	3,240円
4人	1,620円+(540円×4人)	3,780円
5人	1,620円+(540円×5人)	4,320円
6人	1,620円+(540円×6人)	4,860円

注：届出は毎年必要です！

居住実態を把握するため、毎年5月1日現在の世帯員数を確認する必要があります。通知書に記載された人数が居住実態と異なる場合、毎年その旨を届け出てください。

＜人員の確認方法＞

家庭用使用料の基準となる人員は、毎年5月1日現在の住民基本台帳に基づき決定し、5月上旬に決定通知を送付します。

- Q 決定通知の世帯員数と実際の居住実態が違う場合にはどうすればいいですか？
- A 住民基本台帳と実際の居住実態に相違が生じている場合は、問合せ先までご連絡ください。
- Q 基準日以降に転出・死亡・転入・出生等により、世帯員数の変更があった場合はどうすればいいですか？
- A 使用者変更届(人員変更届)を下水道課へ提出してください。

◇事業所における農業集落排水使用料の算定方法

事業所の使用人員は、申告により町長が決定します。なお、基準日は一般家庭用と同一です。

問合せ 下水道課 ☎029-288-7377(直通)